

T<sup>3</sup>鳥浜トライ&トライアルステージ  
入居者募集のご案内

一般社団法人横浜市工業会連合会

## 1 募集対象

新技術・新製品開発、新分野進出を図るため試作等のスペースを必要としている中小企業

※中小企業とは、中小企業基本法で規定する中小企業者で、製造業等にあつては、資本金3億円以下又は従業員数300人以下の企業をいいます

## 2 入居者の審査・選考について

応募受付後に、一般社団法人横浜市工業会連合会の「入居者選定審査会」で審査し、入居者を決定します。審査結果は文書で通知します。

## 3 入居期間

原則1年以上5年以内（審査会の承認を得た場合は、更に5年間まで更新できます）

## 4 入居者への賃貸部分

試作スペース(1階)1区画(120m<sup>2</sup>)と付属事務室(2階)1室(28m<sup>2</sup>)及び駐車場(1区)をセットで賃貸します。どちらか、一方のみの賃貸はしません。

## 5 賃貸料他

(1) 賃貸料 月額 1,430円/m<sup>2</sup>(消費税込み)

駐車場 月額 13,200円(消費税込み)

(2) 保証金 賃貸料(税抜き)3か月分(入居手続き時)

(3) 共益費 月額 330円/m<sup>2</sup>(消費税込み) 試作スペース及び付属事務室

別途料金：電話料、光熱水費、インターネット回線使用料等は別途入居者の負担となります。

## 6 入居開始可能時期

可能時期 令和7年3月1日以降

ただし、入居決定となった場合においても、各種法令・条例等にもとづく手続きを整えていただくまでの間は入居できません。（下記入居条件の(1)をご覧ください。）

## 7 入居条件

(1) 入居に伴い、事業によっては、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、及び横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例等により、関係機関と協議の上、必要な手続きをし、承認を得ることが条件となります。

(2) P4 実験、病原性ウイルス等の扱いは禁止とし、動物飼育については禁止あるいは制限があります。

(3) 他の入居者の事業活動に支障を及ぼす振動や騒音、臭気等を生じる機器等は使用できません。

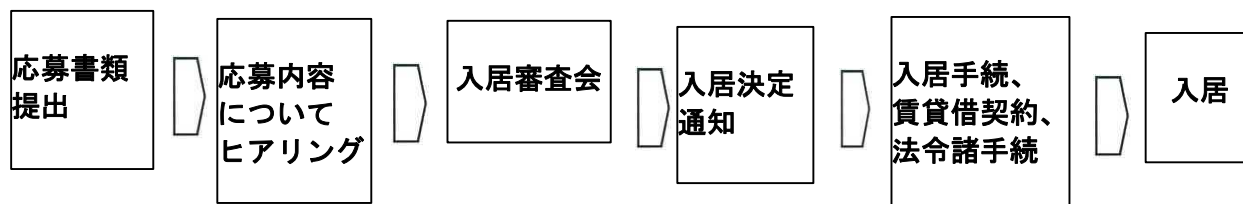
(4) 横浜市金沢団地協同組合に入会をしていただきます。

## 8 その他

入居者選定審査会による入居決定後、賃貸借契約などの手続きを行っていただきます。

入居に関するその他詳細は賃貸借契約において定めます。

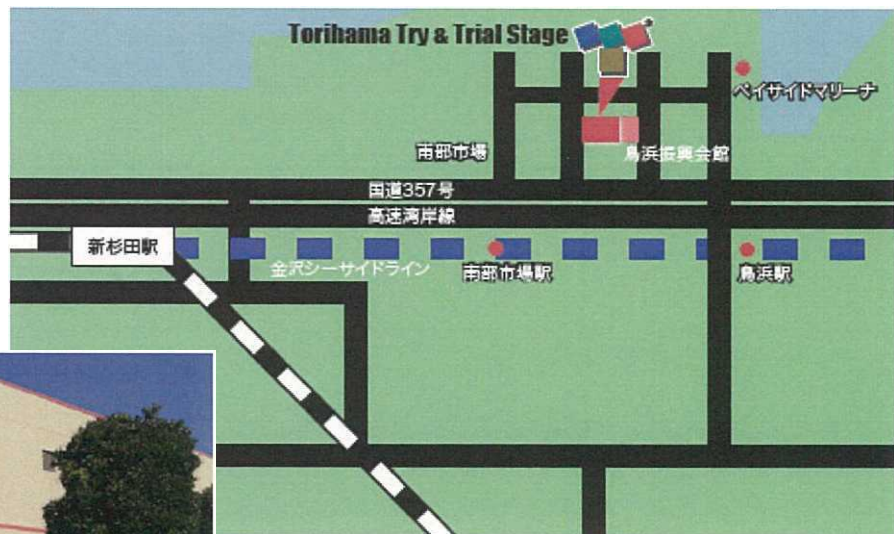
## 9 入居までの流れ



当施設は、昭和58年に鳥浜工業団地の福利厚生施設としてしゅん工した鳥浜振興会館の一部について、当一般社団法人横浜市工業会連合会が、改修を行い、新技術・新製品の開発や新事業分野への参入を図る中小製造業への試作等の場として賃貸するものです。

|       |   |
|-------|---|
| 名 称   | T <sup>3</sup> 「鳥浜トライ&トライアルステージ」  |
| 所 在 地 | 横浜市金沢区鳥浜町 16 番 6  |
| 交 通   | [鉄道] 横浜新都市交通金沢シーサイドライン 「鳥浜駅」下車徒歩 5 分<br>*横浜駅から約 30 分、東京駅から約 60 分<br>[道路] 国道 357 号線 沿道 首都高速湾岸線杉田出口から約 2 km |
| 敷地面積  | 約 1,510 m <sup>2</sup> (横浜市有地)  |
| 建築面積  | 約 908 m <sup>2</sup> (横浜市有地)  |
| 建物概要  | 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積約 1,265 m <sup>2</sup> 、賃貸駐車場(1 区画 1 台)、来客者駐車場(2 台)あり                                  |
| 設備仕様  | 別紙のとおり  |

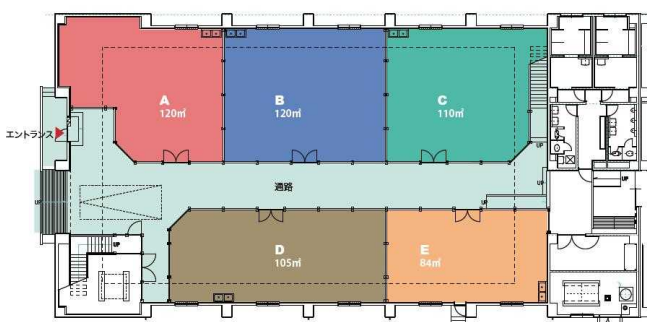
【外観イメージ】



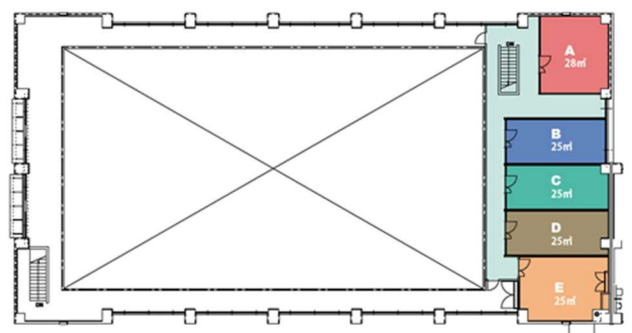
【施設平面図】

- ・各ブース間の間仕切りは、パーテーション (高さ約 2.4m) ・床はコンクリート仕上げ
- ・すべてのブースに、電気、ガス、水道の引き込みがあります。

1F 工場スペース



2F 事務所スペース



## 1 応募受付期間

令和6年3月1日～令和6年4月30日

## 2 応募場所及びお問合せ先

一般社団法人横浜市工業会連合会

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル2階

TEL 045 - 671-7051 FAX 045 - 671-7321 E-MAIL soumu4@y-shikouren.or.jp

(受付時間)平日・午前9時～午後5時 ただし土日祝日は受け付けません

## 3 必要書類※各種一部提出してください

- (1) 入居申込書(様式1)
- (2) 申込者概要書(様式2)
- (3) 研究開発概要書(様式3)
- (4) 事業計画書
- (5) 会社(事業者)経歴書
- (6) 法人の場合：履歴事項全部証明書、法人市民税納税証明書、印鑑証明書  
個人の場合：住民票、市民税納税証明書、代表者個人の印鑑証明書
- (7) 決算関係書類直近3力年分(但し設立3年未満の法人は経過年)  
(貸借対照表、経費明細付きの損益計算書、製造原価報告書、人員表(様式4)、確定申告書等)
- (8) ただし、新規設立の法人で決算が完了していない場合は、短期売上高計画、粗付加価値(変動費)計画、固定費(経費)計画、中長期損益計画を添付してください。(様式5-1～様式5-4)

特定の企業が50%以上出資している場合は、出資企業の決算書(3力年分)をご提出ください。外資系の方は、親企業(本国)決算3力年分及び親企業(本国)経歴書・概要書をご提出ください。(いずれも日本語訳文を添付すること)

## 4 その他提出書類

- (1) 他の入居者への影響や安全性に関する書類  
(ア)騒音、振動、臭気等他の入居者の事業活動に支障を及ぼす恐れのある作業や機器、機材の使用や廃棄物、排出物についての内容と防止対策  
(イ)法令等により保管や取り扱いが定められている薬品や危険物等の機材の内容と、管理方法
- (2) 入居審査会での審査資料の作成のため、必要により書類の提出や訪問調査にお伺いすることがあります。

## 5 注意事項等

- (1) 提出書類は返還しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 応募に際し、ご不明な点は、応募場所にお問い合わせください。
- (3) 提出書類に不備不足がないようにお願いします。不備・不足があった場合は、応募が無効となる場合があります。
- (4) 提出書類に虚偽の内容があった場合は、応募を無効とします。審査会による入居決定後に判明した場合は、入居決定を取り消す場合があります。
- (5) 審査結果に関する質問等には回答いたしかねます。